

I 博物館管理の概況

1. 本館の沿革

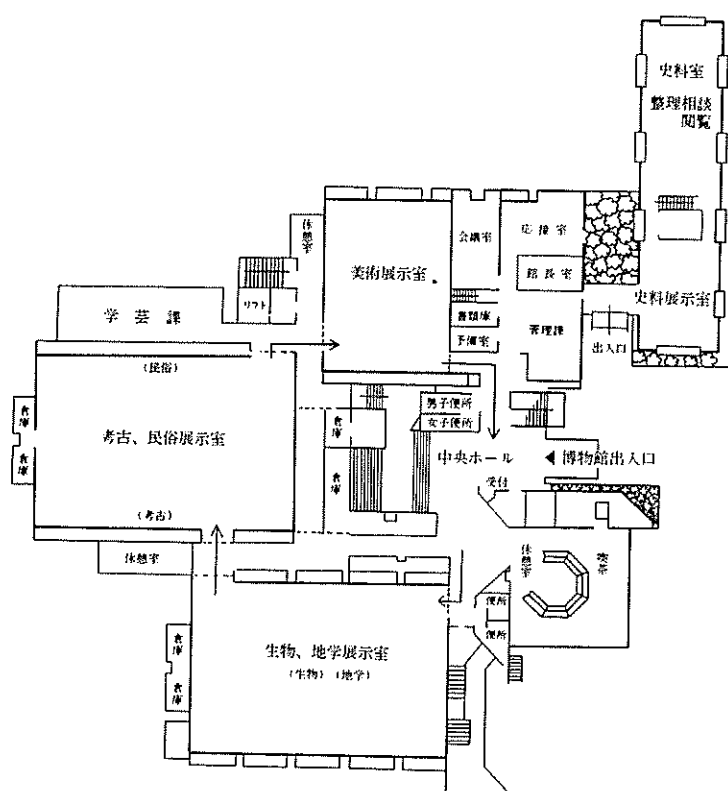
- 昭和22年4月1日 鳥取県立公民館規定の制定により鳥取県立図書館内に鳥取県立公民館が併置され、図書部、科学部、集会部がおかれた。科学部は「科学研究館」として運営された。
- 昭和24年7月1日 鳥取県立公民館規定が廃止され、鳥取県立科学館設置条例に基づき「鳥取県立科学館」が設置される。
- 昭和24年7月23日 仁風閣に移転。
- 昭和27年7月1日 昭和27年7月博物館法の施行により、同法に基づく博物館相当施設として文部大臣の指定を受ける。
- 昭和29年7月1日 登録博物館となる。
- 昭和29年7月1日 鳥取県立科学博物館規定の制定により「鳥取県立科学博物館」と改称。
- 昭和39年9月7日 文化センター建設調査費を計上し、施設構想を検討。
- 昭和43年9月10日 文化センター敷地について、公設運動場と二の丸公園を充てることで知事と鳥取市長と合意。
- 昭和44年2月5日 県議会総務教育常任委員会で、鳥取市公設運動場に建設することに決定。
- 昭和44年4月2日 文化施設の建設促進のため、県に鳥取県立文化施設促進協議会を設置。
- 昭和44年5月30日 日建設計KKに建設構想図の作成を依頼。
- 昭和45年9月15日 鳥取県立博物館の実施設設計完了。
- 昭和45年10月20日 鳥取市が公設運動場を県立博物館の建設敷地として県に無償譲与。
- 昭和45年10月20日 建設工事着工。
- 昭和47年4月1日 鳥取県立科学博物館を「鳥取県立博物館」と改正、組織も、管理課(庶務係、設備係)学芸課(学芸係、美術係、史料係)と二課制に拡充。
- 昭和47年4月1日 西本真一県立鳥取東高校長が館長に就任。
- 昭和47年5月31日 建設工事竣工。
- 昭和47年10月1日 鳥取県立博物館竣工式、開館式挙行。
- 昭和50年4月1日 西本真一館長辞任に伴い木代彰県教育長が館長に就任。
- 昭和50年12月1日 文部省委嘱博物館活動振興方策研究事業着手。
- 昭和51年12月14日 木代彰館長辞任に伴い西尾優県教育長事務取扱。
- 昭和52年3月31日 文部省委嘱博物館活動振興方策研究事業終了(50～51年度継続研究)
- 昭和52年4月1日 前田寿男県教育次長が館長に就任。

2. 施設の概要

規 模

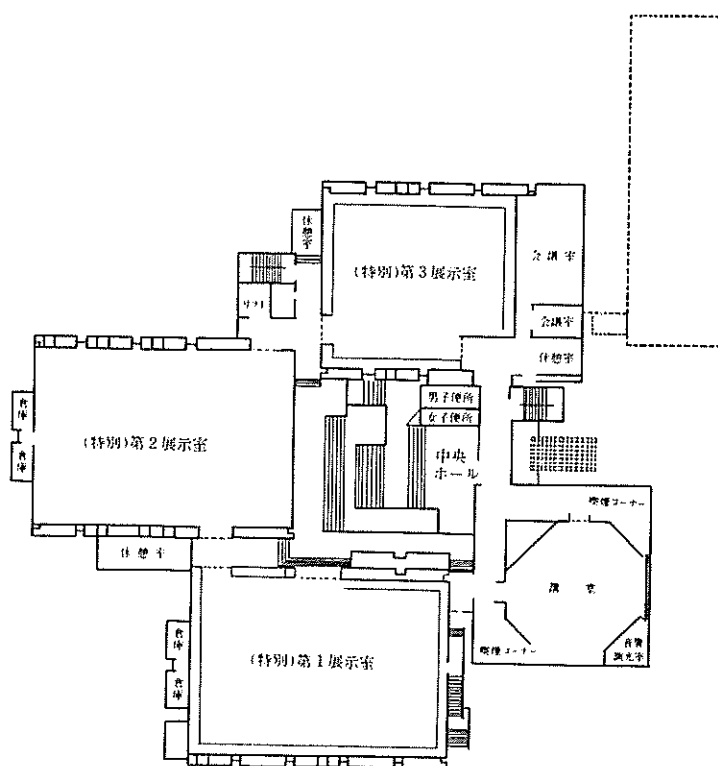
構 造	鉄筋コンクリート造	地 下	1 階	地 上	2 階、1部3階		
規 模	敷 地 面 積				14,290 m ²		
	建 築 面 積				3,576 m ²		
	床 延 面 積				9,699 m ²		
	地階 2,668 m ²	1 階	3,623 m ²	2 階	2,606 m ²	3 階	706 m ²
	屋上階 58 m ²	屋外倉庫(別棟)		38 m ²			

1 階 平 面 図



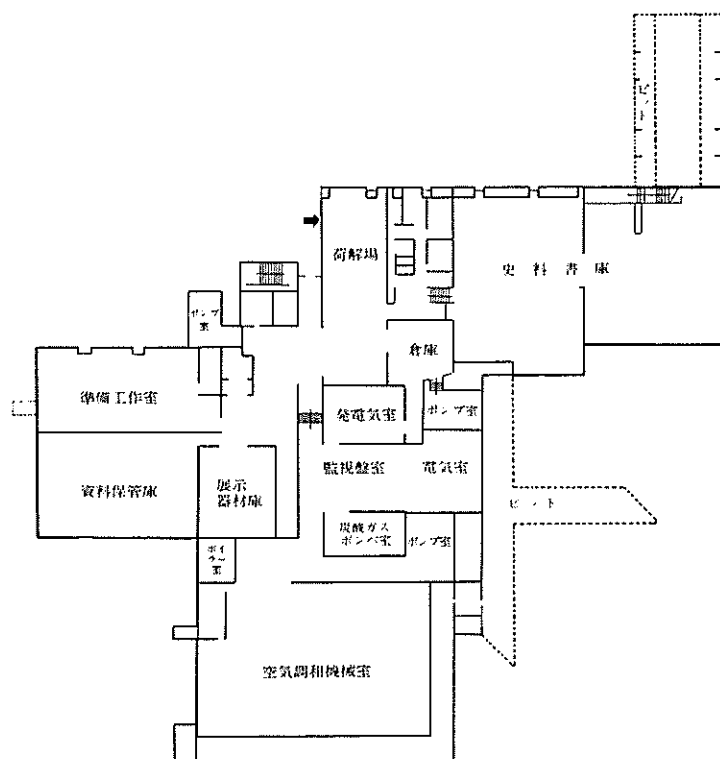
地学・生物展示室	515 m ²
考古・民俗展示室	515 m ²
美術展示室	260 m ²
喫茶・休憩室	182 m ²
展示室倉庫(2)	40 m ²
館長室	26 m ²
応接室	60 m ²
管理課	68 m ²
学芸課	108 m ²
会議室	58 m ²
休憩室(2)	66 m ²
休憩室	17 m ²
書類庫	10 m ²
便所(3)	64 m ²
史料展示室	111 m ²
史料研究・閲覧室	170 m ²
倉庫(階段下)	110 m ²

2 階 平 面 図



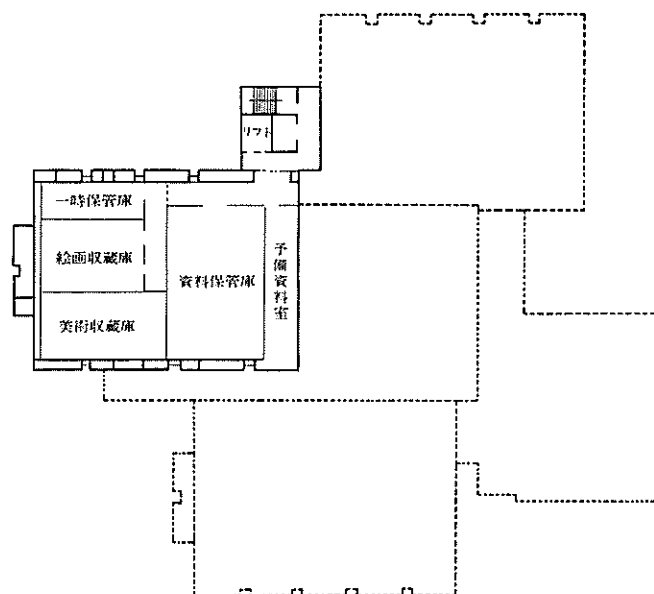
(特別)第1展示室	515 m ²
第2展示室	515 m ²
第3展示室	374 m ²
講堂・映写室	206 m ²
会議室・控室	107 m ²
展示室倉庫(2)	40 m ²
休憩室(3)	88 m ²
便所	30 m ²

地 階 平 面 図



資料保管庫	217 m ²
史料書庫	496 m ²
展示器材倉庫	97 m ²
準備工作室	159 m ²
倉庫 (2)	82 m ²
荷解場	99 m ²
煙蒸室	18 m ²
暗室	13 m ²
監視盤室	118 m ²
発電機室	71 m ²
電気室	67 m ²
空気調和機械室	727 m ²
炭酸ガスポンプ室	43 m ²
ポンプ室 (2)	50 m ²
警備 (関係) 室	31 m ²
書類庫	10 m ²
従業員控室	9 m ²
便所	5 m ²

3 階 平 面 図



収蔵庫 (3室)	258 m ²
資料保管庫	172 m ²
予備資料室	60 m ²

屋階平面図



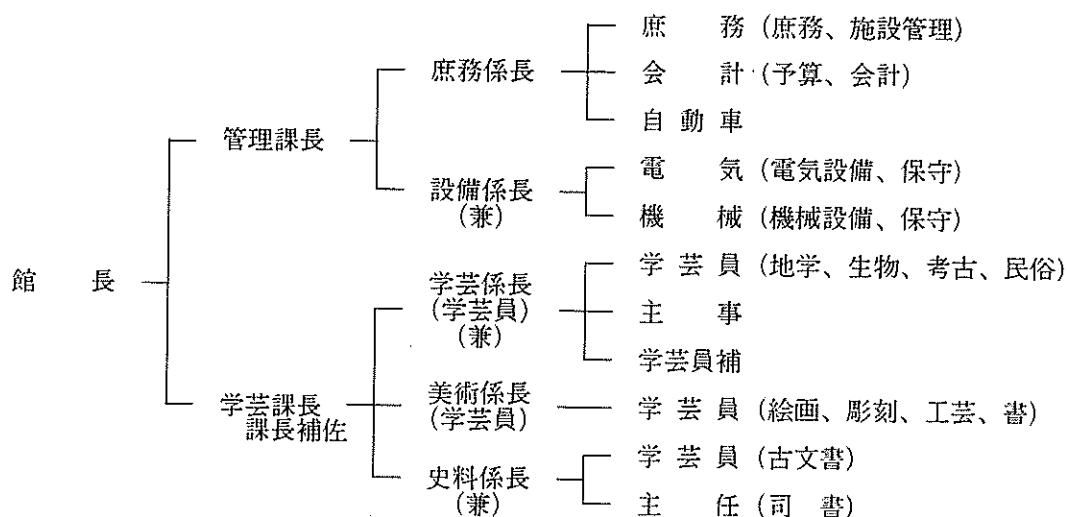
主 要 設 備

- (1) 全館冷・暖房、温度・湿度調和装置
- (2) 収蔵庫、常設・特別展示室、炭酸ガス消火設備 50kgボンベ 112本
- (3) 予備発電設備 6,600V 250KVA
- (4) 盗難防止 超短波警戒装置 半径5m 11基
- (5) エレベーター設備 人荷用 定員59名 積載荷重3,900kg 1基
- (6) 講堂映写機 16mm1台 8mm1台 スライド1台

陳列壁面の長さ (特別展示室)

区 分	壁 面 延 長			延 面 積
	固 定	可 動	計	
第 1 展 示 室	80m	105m	185m	515m ²
第 2 展 示 室	83	134	217	515
第 3 展 示 室	65	62	127	374
計	228	301	529	1,404

3 組 織



職 員 名 簿 (54. 3. 31現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
館 長	前 田 寿 男	学 芸 係 長(兼)	山 名 巖
管 理 課 長	川 下 裕 三	学 芸 員	清 末 忠 人
庶 務 係 長	中 村 哲 朗	〃	鶴 田 憲 弥
主 任(主事)	長 見 ト キ 子	〃	治 部 田 史 郎
主 事	川 口 達 子	〃	山 本 賢 二
〃	西 垣 勝 志	主 任(主事)	岡 村 節 子
〃	城 平 み ゆ き	学 芸 員 補	植 谷 勤
自 動 車 整 備 士	岡 田 晃 一	美 術 係 長・学 芸 員	安 東 尚 文

設備係長(兼)	中村哲朗	学芸員	小山勝之進
主任(電気技師)	森下忠久	〃	三谷 巍
〃 (〃)	石河利徳	史料係長(兼)	木島幹世
機械技師	松岡弘幸	学芸員	福井淳人
学芸課長	木島幹世	主任	山根文子
課長補佐・学芸員	山名 巖		

4 博物館協議会

委員名簿 (54. 3. 31現在)

区分	氏名	住所	現職	所属部会	摘要
社会教育関係	石谷 貞彦	八頭郡智頭町智頭396	県社会教育委員		議長
〃	児島 恒吉	鳥取市瓦町50	〃	運営	議長代理 部会長
〃	坂出 雅己	東伯郡三朝町三朝814	元県社会教育委員	〃	
〃	土師 房子	鳥取市野寺141	県連合婦人会副会長	〃	
市町村教委関係	尾坂 雅人	〃 今町1丁目319	県市町村教委研究協議会長 鳥取市教育委員長	〃	
学校教育関係	亀屋 重愛	岩美郡国府町宮ノ下454-25	県高等学校長会長 鳥取西高等学校長	〃	
〃	梶 哲雄	鳥取市賀露町1284	県中学校長会長 湖東中学校長	〃	
〃	湖山 健太良	〃 江崎町13	県小学校長会長 久松小学校長	〃	
学識経験	安達 俊幸	米子市和田町3468-1	県議会議員	〃	
〃	小田 大吉	鳥取市西町3丁目105	小田耳鼻咽喉科医院長	〃	
〃	木島 善兵衛	八頭郡若桜町若桜259	山陰中央新報社相談役	〃	
〃	原田 一雄	東伯郡北条町弓原	県議会議員	〃	
〃	生駒 義博	鳥取市寺町45	県文化財保護審議会委員	自然	部会長
〃	赤木 三郎	〃 湖山町南5-639	鳥取大学教授	〃	
〃	江原 昭三	〃 浜坂1491-5	〃	〃	
〃	越智 春美	〃 行徳い743-9	〃	〃	
〃	佐々木 謙	境港市中野町314	県文化財保護審議会委員	人文	部会長
〃	上田 礼之	八頭郡佐治村高山	〃	〃	
〃	手嶋 義之	倉吉市広瀬町2037	〃	史料	
〃	尾崎 悌之助	鳥取市元魚町1丁目212	〃	美術	部会長
〃	岩垣 寿太郎	倉吉市上井町1丁目西	山陰書道研究所長	〃	
〃	桑田 忠之助	〃 東仲町	県文化財保護審議会委員	〃	
〃	山本 兼文	岩美郡岩美町馬場	彫刻家	〃	
〃	河手 龍海	鳥取市江崎町66	鳥取大学教授	史料	部会長
〃	浜崎 洋三	〃 湯所町1丁目433	鳥取西高教諭	〃	
定 員 25名					

協議会開催状況

全体会	5月12日、2月20日	人文部会	5月31日
運営部会	10月11日、3月20日	美術部会	6月6日、11月17日、3月20日
自然部会	2月27日	史料部会	7月13日

5 予 算 (54. 3. 31現在)

(単位 千円)

事業名	金額	財 源				摘 要
		国 補	使用料	寄付金	県 費	
博物館運営費	41,692		3,150		38,542	保守管理委託11,235 環境整備1,000
博物事業費	14,903	1,202	3,550		10,151	
資料収集研究費	2,461	500			1,961	資料購入費 350
常設展示費	1,948				1,948	
普及活動費	1,405	702			703	
縄文の文化展開催費	6,766		3,550		3,216	
郷土視覚定点資料収集費	2,323				2,323	
美術事業費	132,390		6,070	20,000	106,320	
資料収集研究費	21,972			20,000	1,972	資料購入費20,000 (寄付金)
常設展示費	1,359				1,359	
近代日本画名作展開催費	5,012		3,750		1,262	
世界の現代陶芸展開催費	3,036		2,320		716	
山陰の仏教美術展準備費	1,011				1,011	
美術品取得基金	100,000				100,000	
史料事業費	3,737				3,737	
資料収集研究費	660				660	
藩政資料整備費	1,978				1,978	
資料保存処理費	1,099				1,099	
計	192,722	1,202	12,770	20,000	158,750	

6 利 用 者 数

常設展 入館者	特別展 入館者	普及活動		研究相談	小 計	許 可 利 用			合 計
		館 内	館 外			展 示 室	講堂・会議室	小 計	
50,963 [△]	27,118 [△]	2,008 [△]	1,150 [△]	1,425 [△]	82,664 [△]	37,614 [△]	6,600 [△]	44,214 [△]	126,878 [△]

常設展内訳

区分 月	開館 日数	小・中 学 生			高 校 生			一 般			合 計			一日当 りの入 館者数
		個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	
4	26	523 [△]	655 [△]	1,178 [△]	55 [△]	382 [△]	437 [△]	1,441 [△]	448 [△]	1,889 [△]	2,019 [△]	1,485 [△]	3,504 [△]	134 [△]
5	29	(201) 543	4,095	4,638	57	295	352	1,380	558	1,938	1,980	4,948	6,928	238
6	24	228	913	1,141	47	49	96	1,276	822	2,098	1,551	1,784	3,335	138
7	28	484	187	671	125	23	148	1,306	287	1,593	1,915	497	2,412	86
8	29	1,898	85	1,983	247	3	250	3,248	355	3,603	5,393	443	5,836	201
9	27	1,017	276	1,293	247	291	538	6,318	707	7,025	7,582	1,274	8,856	328
10	30	520	4,232	4,752	50	443	493	1,528	960	2,488	2,098	5,635	7,733	257
11	25	455	834	1,289	51	346	397	1,830	1,012	2,842	2,336	2,192	4,528	181
12	21	158	0	158	17	85	102	767	164	931	942	249	1,191	56
1	23	210	25	235	20	44	64	858	103	961	1,088	172	1,260	54
2	24	231	89	320	37	13	50	1,137	530	1,667	1,405	632	2,037	84
3	26	618	63	681	109	0	109	1,870	683	2,553	2,597	746	3,343	128
合計	312	6,885	11,454	18,339	1,062	1,974	3,036	22,959	6,629	29,588	30,906	20,057	50,963	163

(注) 5月の小・中学生(201人)は、こどもの日の無料入館者で内数である。

特別展内訳

名 称	期 間	小・中学生			高 校 生			一 般			合 計			一日当りの入館者数
		個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
近代日本画展	53.4.29 ～5.21	人 569	人 3,495	人 4,064	人 154	人 1,365	人 1,519	人 5,059	人 1,526	人 6,585	人 5,782	人 6,386	人 12,168	人 529
世界の現代陶芸展	53.7.20 ～8.17	358	424	782	95	265	360	1,641	450	2,091	2,094	1,139	3,233	111
縄文の文化展	53.10.7 ～11.5	1,347	5,446	6,793	139	946	1,085	2,436	1,403	3,839	3,922	7,795	11,717	390
合 計		2,274	9,365	11,639	388	2,576	2,964	9,136	3,379	12,515	11,798	15,320	27,118	

7 条 例 ・ 規 則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(鳥取県立博物館設置条例の廃止)

2 鳥取県立博物館設置条例（昭和39年3月鳥取県条例第23号）は、廃止する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

3 重要な公の施設等の指定等に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

別 表

1 入 館 料

区 分		金 額	
		通 常 展 示	特 別 展 示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき20円	1人1回につき500円をこえない範囲内で教育委員会が定める額
	高 等 学 校 の 生 徒	1人1回につき30円	
	学 生 又 は 一 般 人	1人1回につき50円	
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき10円	
	高 等 学 校 の 生 徒	1人1回につき20円	
	学 生 又 は 一 般 人	1人1回につき40円	

2 展示室等使用料

区 分	金 額
第 1 展 示 室	1日につき 15,000円 半日につき 7,500円
第 2 展 示 室	1日につき 15,000円 半日につき 7,500円
第 3 展 示 室	1日につき 12,000円 半日につき 6,000円
講 堂	1日につき 6,000円 半日につき 3,000円
会 議 室	1日につき 1,100円 半日につき 550円

備 考

- この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則

（目 的）

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（内部組織及び分掌事務）

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶 務 係・設 備 係
学 芸 課	学芸係・美術係・史料係

- 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 博物館の施設の管理に関すること。
- 博物館協議会に関すること。
- 庶務に関すること。
- その他他課の所掌に属しないこと。

学芸課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
 - (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
 - (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
 - (4) その他博物館の事業に関すること。
- (係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日、月曜日又は火曜日である場合を除く。）
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

- 3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他教育委員会が定める行為

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
- (5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(鳥取県立博物館規程の廃止)

2 鳥取県立博物館規程（昭和31年7月鳥取県教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則（昭和47年教委規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第3号の規定により調製した入館券は、改正後の様式第3号の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和48年教委規則第8号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第8号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則（抄）

（目 的）

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営武道館、鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設（以下「県営武道館等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料及び使用料の減免）

第2条 県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料又は使用料について行うものとし、当該授業料又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講演会、講習会等のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

（減免の申請手続等）

第3条 県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例

(設 置)

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定 数)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、25人以内とする。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であつてもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月16日鳥取県条例第2号）

(目 的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。